

午前10時30分開会

○池田委員長 皆様、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。西岡委員が病気治療のため、また学務課長が弔事のため欠席です。

日程に先立ちまして、今回は令和8年度最初の委員会となりますので、執行機関から自己紹介をお願いいたします。お手元に名簿（案）をお配りしておりますのでご参照ください。

それでは、子ども部からお願いいたします。

○小川子ども部長 子ども部長3年目となりました、小川でございます。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○中田教育担当部長 4月より教育担当部長となりました、中田と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤参事（連絡調整担当） 子ども部参事（連絡調整担当）、子ども総務課長事務取扱ということで、3年目となりました加藤です。よろしくお願いいたします。

○大塚副参事（特命担当） 九段中等教育学校経営企画室長、2年目となりました大塚でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○大松子ども支援課長 2年目となりました、子ども支援課長の大松でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

○神河子育て推進課長 4月に着任いたしました、子育て推進課長の神河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○千野児童・家庭支援センター所長 4月から児童・家庭支援センター所長になりました千野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○緒方児童・家庭支援センター子どもの居場所づくり担当課長 この4月より児童・家庭支援センターに新規の組織がつけられました、子どもの居場所づくり担当課長を拝命いたしました緒方でございます。よろしくお願いいたします。

○高島子ども施設課長 4月より子ども施設課長を拝命いたしました高島健太です。よろしくお願いいたします。

○上原指導課長 指導課長3年目になりました上原史士です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川子ども部長 すみません。補足。

○池田委員長 はい。どうぞ、子ども部長。

○小川子ども部長 すみません、先ほど補足をし忘れまして。先ほど委員長からも話がありましたように、学務課長は本日欠席でございますが、須貝がこの4月から着任しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員長 はい。ありがとうございました。

続いて、保健福祉部、お願いいたします。

○石綿保健福祉部長 保健福祉部でございます。区議会事務局長から異動になりまして、4月1日付で保健福祉部長を拝命いたしました石綿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高木地域保健担当部長 地域保健担当部長、千代田保健所長兼務、高木明子でございます。3年目になります。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○菊池参事（連絡調整担当） 保健福祉部参事、地域保健課長事務取扱、菊池洋光です。昨年度に引き続きよろしくお願ひいたします。

○辰島参事（連絡調整担当） 保健福祉部参事、在宅支援課長事務取扱、辰島でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○岡福祉総務課長 福祉総務課長、福祉政策担当課長兼務、2年目となります岡でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○宮原生活支援課長 本年度より生活支援課長になりました、宮原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榊原障害者福祉課長 4月より障害者福祉課長に着任しました榊原と申します。よろしくお願ひします。

○小目高齢介護課長 高齢介護課長、小目と申します。2年目でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○小阿瀬保険年金課長 保険年金課長の小阿瀬でございます。2年目になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○阿部生活衛生課長 4月より生活衛生課長を拝命しました阿部でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○湯川健康推進課長 4月より健康推進課長を拝命いたしました湯川達と申します。よろしくお願ひいたします。

○市川保健サービス課長 4月より保健サービス課長を拝命しました市川と申します。よろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

名簿（案）につきましては、常時出席を求める理事者に丸をつけてございますが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、「（案）」を取って、名簿といたします。

理事者退室のため、暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

本日の日程をご覧ください。報告事項は子ども部が1件、保健福祉部が4件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程の1、報告事項に入ります。子ども部（1）「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定につきまして、教育委員会資料1を基にご説明申し上げます。実施



で、分かる範囲で教えてください。現状、残業の時間数というのが、まあ平均は分かるんですが、個人によってばらつきがあるかどうかというのを、もし分かれば教えてください。それと、この、外にできるものは外に出すという方針は私も賛成なんですが、保護者対応というのは、具体的にこれ、外部に出すというのは可能なんでしょうか。その2点、教えてください。

○上原指導課長 はい。まず、1点目の残業の個人のばらつきというところですが、当然でございます。少し業務の偏りによって、個人に少しその辺りの業務が偏っていることで残業時間が多い教員というのはいるところです。

また、2点目のご質問ですが、保護者への対応というところですが、具体的な内容をお示しするところはないんですが、今後、この保護者との良好な関係づくりというところでの新たなガイドラインというの、今、策定を考えているところでございます。そのガイドラインに基づいて良好な関係を築いていくというところの指針ですね、その辺りを示させていただきます。保護者と、また地域も含めてしっかり関係づくりを進めていく。その辺りの状況等をご報告申し上げるものでございます。

○白川委員 これはお願いベースになりますが、残業の多い先生というのが、例えば表向きの残業は少なくとも、家に持って帰って、そこでかなり長時間やっているという場合もあると思いますし、あるいはその個人によって違う場合は、その個人がなぜその人が多いのかという原因をちょっと究明しておかないと減らすというのが難しいのかなというふうに思います。

責任感が強いとかそういうのは、今、想像して分かるんですが、そういったときにその責任感というものをある程度抑えるというんですかね、そこは頑張らなくても大丈夫ですよと、その担保できる何かというのが欲しいかなというふうに思います。

それと、もう一つの、ご父兄との関係をよくするというのは、もうおっしゃるとおりだと思うんですが、例外的なモンスターペアレントみたいなものが発生したときの危機管理対応というんですかね。1人の先生にもう全部お任せしないで、何とか短期間で切り抜ける、そのノウハウみたいなものをつくっていくというのは今後、これまでもやってきたのかどうか、教えてください。

○上原指導課長 教員の偏りというところで、それぞれ、当然職層に応じた業務というのはあるものですので、そこはしっかりやっていただくというところがあるんですが、今お話しいただきました持ち帰りだとか、そういった個人に偏っている分だとか、その辺りをしっかりこちらも確認させていただこうかというふうに思っています。

今回、この計画を出すに当たって、単純に残業時間というところだけを見るんじゃなくて、本当に個人一人一人の状況というのは、学校管理職としっかりちょっと確認させていただきながら、その辺りの改善というところも含めて、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

また、2点目の保護者との対応の仕方ですが、先ほどお話ししましたように良好な関係づくりの中でも、こういうふうに1人では対応しないというような、ある意味マニュアル的なところも示させていただき予定でございます。今後、またその辺り策定しましたら、報告のほうをさせていただき予定でございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 教員の長時間労働の是正というのは、本当に全国的な課題になっていますよね。まず、目標数値を出していただいて、ただ現状の数値にも出ていると。現状の数値では、45時間以上働いていらっしゃる、残業は45時間以上働いている方が、中学校、中等教育で結構いらっしゃる感じですね、まだね。で、これ、そもそもこれだけ残業をしているという、まず原因というのは、区としては、先ほど白川委員のほうからは個人個人あると言っていましたけれども、全体としてこれが原因だというのは、教育委員会としては認識されているんですか、これが原因だということについては。

○上原指導課長 はい。原因と申しますと、様々、多分それぞれの学校の業務内容ですとかその辺りがあるってくるので、一概にこれというところはございませんが、例えば中学校とか中等教育学校なんかは部活動の指導だとか、それが一つの要因ではないかなというふうに思っております。そちらについて外部委託等を進めて、改善のほうを進めているところですので、あるかと思えます。

また、それ以外と申しましては、やはり業務量というところは、かなり学校の努力で改善は進めているところなんですけど、あと質的な問題というところもこれから考えていく必要があるかなというふうに思っております。そういった部分で、個人、個々によって業務の内容等も学校・園によって業務の内容とかは違うところありますが、しっかり原因を追求しながら、その辺りの改善は進めていく努力は必要かなというふうに思っております。

○牛尾委員 この間、国のほうでも少人数学級に移行していこうということですね、努力はされていると思うんですけど、まだまだ日本の1人の教員が対応する子どもの数というのは、世界に比べるとまだまだ多い状況だと思うんですね。

こうして先生が子どもたちに対応する、様々、この間、いろんなお子さんがいらっしゃって、それに対応している先生方は本当に私も学校を見てみて大変だなと思ってはいるんですけども、そういった子どもに対応する先生の負担というの、こうした残業が増えているということの原因の一つにはなっていませんか。

○上原指導課長 それぞれの学校・園の取組内容によりますが、当然それも一部あるかなというふうには思います。先ほどの委員のお話もありますが、1人で対応するということになると、そういった、どうしても、対応する時間というのはどうしても増えてしまうというところがあります。

本区の場合、様々なスタッフのほうを学校・園のほうに配置させていただいております。その辺りの役割分担をより明確にすることで、その辺りのお一人の教員が、子どもとか、また保護者とかの対応をする時間というのを減らしていく、そのようなことは可能かなというふうに思っておりますので、今、しっかり業務分担というのは、改めて各校・園のほうにしっかり示させていただいているところでございます。

○牛尾委員 本来なら、本当に抜本的にもう教員を増やして体制を厚くするということが必要なんだろうけど、これは残念ながら、決まっているから、定数が、なかなか正規の先生を増やすということはないと思うんですけど、その分、ぜひほかのスタッフの充実で、その教員の負担軽減をぜひ図っていただきたいと思えます。

いま一つ、子どもとの対応や保護者との対応で、本来、先生が対応したほうがよい、保護者との対応、子どもとの対応。これを、それが負担だということで、それを、何ていうかな、外部に委託するとかで、保護者や先生、子どもとの先生のつながりが薄まっていく

ということがあってはいけないと思うんですよね。そこについてもしっかりと目を向けてほしいんですけど、そこはいかがですかね。

○上原指導課長 まず、しっかりスタッフの充実というのは、これは引き続きしっかり行って、学校等の負担というところ、業務量の負担ですね、その辺りは削減を目指してまいります。

また、そういった分担することによって、保護者と子どもたちとの関係性の希薄というところ、これは当然あってはいけないこととございます。先ほどお話ししました良好な関係づくりというところでも、それはないようにというのを前提でガイドライン等策定を進める準備はしているところとございます。当然、子どもたちにとって相談しやすい相手が必ず学校内にいることとか、保護者にとっても話しやすい相手がいることとか、そういった体制というのは、各学校として、園として、当然行っていかなきゃいけないところだというふうに認識しております。

○牛尾委員 あと、最後に。あとね、最後にしますけれども、やっぱり学校の先生方で、一番長時間働いていらっしゃるの、これは国の調査でもやっぱり副校長だったり、校長先生だったりという、そうした先生方が、特に副校長先生は、学校内、あとは学校外のことについてもいろいろ業務があるということで、結構大変なんですね。やっぱりこうした校長、副校長が業務を減らしていく。で、副校長はずっと学校にいるのに先生がそれで帰りづらいということがあってはいけないと思いますし。

以前、その校長先生のほうに、先生方の長時間労働はどうですかと聞いた際に、いや、それはもう教員の熱意なんだというふうなことも言われたことがありまして、これだと先生の業務負担を減らしていこうというふうにはね、学校全体としてならないと思うんですよね。

だから、校長、副校長先生の業務負担の軽減だったり、あとは校長先生、副校長先生にやっぱり教員の業務を減らしていこうというような、そうした相談といいますか、しっかりやっていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○上原指導課長 はい。おっしゃるとおり、副校長の業務量というのはやはり多い状況です。本区の場合は、本年度、全ての学校に副校長支援員を新たに配置しております。そういったところで、1日僅か5時間程度なんですけど、その中でも少し、例えば調査ものとかを非常に多いので、国から下りてくる、都から下りてくる調査ものが多いので、そういった業務なんかも副校長支援員が行うことで、業務量を減らすというところに取り組んでいるところです。それ以外にスクール・サポート・スタッフというスタッフも配置しております。単純な何か学校だよりの印刷等ですね、そういった業務も今まで副校長が、なかなか担任、空きの教員がいなければ副校長がやっていたところをスクール・サポート・スタッフがやるとか、発送するとか、そういったところもやらせていただいておりますので、徐々に徐々にそういった改善というのは今図っているところです。

また、先生方の熱意というのは非常にこれは絶対なくしてはいけないものですので、大事かというふうに思いますが、その熱意がいい方向に向くように、しっかり業務管理というのは、これは管理職がしっかり行っていくところとございますので、管理職が自らその姿勢を示していくというところも、一つ、大きな学校の働き方の変革を求めていく一つの材料にはなるかと思っておりますので、しっかりヒアリングしながら、学校・園の体制等をこち

らも確認させていただきながら、必要に応じて助言させていただきながら進めたいと思います。

○牛尾委員 もう一回。すみません。これは区政の問題というよりは国の問題になるんですけども、やはり幾ら残業しても、例えば給特法でしたら給与の4%、これさえ、これがあるから、幾ら残業しても残業代が出ないというね、この給特法そのものが本当に教員の長時間労働を助長しているというふうに言わざるを得ない。今回改定されましたけれども、ちょっと残業時間が増え、残業代が増えたというか、要するにプラスの面が増えただけで、結局残業させ放題という仕組みは変わらないわけですよ。やっぱりこの給特法の在り方自身を国に対してしっかり見直せというふうなことは、様々な区長会なり、教育委員会でもそういった会合があるか分かりませんが、そうしたところを通じて、国に抜本的な見直しというのを求めているとお願いしたいと思いますけど、いかがですかね。

○上原指導課長 国の定めた制度で、どこまでというところもありますが、こちらとしましては、しっかり、先生方が働いた分、それに見合うだけの報酬というか、そういったものがもらえるというのが大事かと思っておりますので、必要に応じて、その辺り、働きかけと、また相談等をさせていただければと思います。

○池田委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 しっかりとした計画が立っており、進めていただければなと思っております。今回に関しましては、過労防止というところで、こういった取組、月平均30時間程度ということで進んでいると理解しております。

この計画が令和8年度から11年度の4年間ということで、ご意見、ご質問をさせていただければと思っているんですけども、多様化が進む中で、児童の多様化も、それから職員の多様化も進む中で、業務量というのは増える傾向にあると思っているんですけども、外部市場からいたしますと、労働集約的な仕事をする方というのは人材不足で、賃上げが進んでいる中、どちらかという裁量業務を担う方々の人材というのは余剰傾向にあるというのが、外部環境になってきていると思っています。

そういった中で、先ほどからお話がありましたように、業務時間管理も非常に必要なんですけれども、非常に高いパフォーマンスを出す人たちに対しての非金銭的、金銭的報酬というのが非常に働きがいにつながるのではないかと考えておまして、30時間も非常に重要なことだと思っておりますが、併せてこういった質の向上といったところ、そこに見合った金銭的、非金銭的報酬設計について取組をしっかりとさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○上原指導課長 今回、これに合わせて東京都のほうで、実は担任手当というのを別に出しております。給特法とはまた別に、担任業務をやっている教員については月3,000円ですけれども、副担任に関しましては1,000円、また複数で担任をやっている場合はそれぞれ2,000円というふうに、月単位ですけど、それなりの報酬と言っているんですかね、というところは出しているところでございます。

東京都のほうもその辺り、何か様々しっかり、今お話しいただいたそれぞれの業務に見合った報酬というのを考えているというところはお話は伺っているんですが、引き続きしっかり職層に応じた、また業務に応じた報酬というのと、あと、質の向上ですね、その辺りがしっかり、どこまで実現できるかというところもあるんですけども、その辺り、東京

都ともよく相談しながら、こちらの意見等も話をさせていただければと思います。

○池田委員長 はい。えごし副——大丈夫ですか。

○えごし副委員長 あ、ごめんなさい。先に。

○池田委員長 どちら。はい。じゃあ、小枝委員。ありがとうございます。

○小枝委員 すみません。よくご存じなほうが後でやっていただいたほうが。

気になりましたのは、6ページのところなんですけれども、幾つかの軸を定められていて、4年間その数値目標を掲げて、授業準備ができたよとか、生活とのバランスが取れたよとか、それから仕事への満足度が上がりましたとか。で、この計画が国から来ているということ自体が課題解決のためだということはよく分かるんですけども、一方で、それが本当に現場の職員の課題解決になるのかということころは、極めてこの4年間問われるところなんじゃないかという感じがしております。

まずスタートラインの現状の数値というのが取られていないんですけど、これは意味があるのかということと、現場の声がこうだろうということから始めたとするならば、この4年間を進めながら、その声をどういうふうに集約していくのかということが非常に重要なんじゃないかというふうに思った次第なんですけども、その辺の考え方をお聞かせください。

○上原指導課長 6ページにありますこのアンケートって、今回、国が示したものに基いてこのようにちょっと、ざっと数値等も作成させていただいたところなんですけど、実際にこれまでこのような働きがいとかワーク・ライフ・バランスの調査というのはしたことがございません。今後は、これを毎年度行いながら、先生方の声というのは当然拾っていく必要はあるかと思っております。この辺りの数値等も、今回、実施計画を立てさせていただいておりますが、やっぱりその声が届くような目標設定というのも、改めてその辺り計画というのを見直していく必要は、当然4年の計画の中ではあるかなというふうには思っているところです。当然、先生方の声というのは非常に大事にしているところがございますので、こういったアンケート、単純なこの数値だけではなくて、しっかり声が届くような、そんな体制というのをこちらを整えてまいりたいと思っております。

○小枝委員 そうしますと、まず令和8年度のこの数字出しというのは、いつ頃、どんな方法で。それこそ先ほどの話と矛盾するんですけど、副校長さんに支援員を置きました。なぜならば調査ものが多いからという、この、これも調査が増えるわけなんだけども、いつ頃、どういうふうな形で数字出しをされるんでしょうか。

○上原指導課長 総合教育会議で一度報告するということで、大体それが10月の終わりぐらいです。なので、夏休み明け、または夏休み前、その辺りを少し考えているところがございます。その実施の時期については、それぞれ学校・園の行事等も、実は行事が多いと、この辺り、働きがいというのも、またすごく、物すごく変わってくるので、そのしかるべきタイミングというところは校園長ともよく相談しながら、タイミングを見て調査をさせていただこうと思っております。

○小枝委員 分かりました。現実、感覚としてなんですけれども、部活のこともそうなんですけども、ちょっとすごい古いんだと思うんですけどね、何ていうんですかね、教師聖職者論でしたっけ、みたいな時代に育った者としては、何ていうか、ほんと、労働者という部分、側面もある反面、子どもたちのためなら24時間寝なくてもという、それがまた

やりがいがあるという時代も。あれ何だっけ。これ、人それぞれでもあると思うんですけども、例えば部活なんかでも、それをやりたくて教師になる人もいるわけですよ。何かその出っ張りを潰していくんじゃないで、出っ張りは評価し、また払いもし、決してそれらを潰していったりたいていくんじゃないで、やっぱりそういうものはやってもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思うし、今の先生方を見ていると、教育委員会も本当にいろんな必要な人材を配置しようとしているのもよく、行事に行きますと分かりますし、千代田区というのは、それなりに本当に環境整備をされているんだろうなと思えますが、ほかの他区とは、他の農村とはまた違う苦勞もあるわけで、そういう中で見えにくい家族の状況や気になる子どものことを、えいっと切って帰ってってしまうのであるとか、あるいは、もしかしたら、もっと、この子ならこういうふうにしたらうまくいくのになとか思っていることができなかつたりとか、本末転倒になってくると思うんですよ。そういうことが素人の私がまたどうこういうふうに言うのは筋違いなのかもしれませんが、気になるところはすごくそういうところがあります。数字で切ろうとしたときの矛盾が出てくるだろうと。それを、でも逆にポジティブに考えるならば、この数字で見えてくるものと、それから先生方のほうから発意できる仕組みもちゃんと整えてもらいたいなというふうに思う次第です。いかがでしょうか。

○上原指導課長 先生方、本区の先生方、非常にモチベーション高く、本当に意欲を持って子どもたちの指導等に当たっていただいているのは、前提で置かせていただきます。

そういった先生方の専門性をしっかり生かしていく、それぞれ先生方の専門性があつたり、それでその専門性が生かされることによって、それが一つの働きがいにも関わってくるところかと思えますので、そういった、業務分担も各校・園のほうで、先生方の専門性を生かした業務というのをしっかりやっていただいて、先生方のモチベーションが決して落ちないようにしていくことが大事ななというふうに思っております。

そういったモチベーションも含めて、先生方の声というのは聞いていくところは大変大事かと思っています。各学校・園においては自己申告の面談というのが年3回行われております。その中で、校園長がしっかりその先生方の、今、何を目標としているか、こういったことをやっていきたいというところをヒアリング等させていただいて、それをこちらにも上げていただいている現状はございます。その辺り、しっかり改めてその辺りを評価しながら、しっかり先生方の声がこちらに届くように、そんなシステムというところを改めて見直して、校園長にしっかり周知してまいりたいと思います。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 私も何点か伺いたいんですが、9ページの教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組というところで、「1か月時間外勤務80時間超の教育職員のうち」と書かれてあるんです。区内で実際80時間超を超えるような方は実際どのぐらいいるのかというのと、あと、「疲労蓄積度の高い者に対して」という、これ、どういう基準で判断していくのかなという、考えられている部分があれば、お聞かせください。

○上原指導課長 区内で80時間以上、平均で超えている教員というのは、各幼小中でそれぞれ二、三名程度というところがございます。本区は大分その辺り、改善が進みまして、実は区の、国だ、国が示している業務の平均から20%以上低い数値というのは、ずっとこの辺り保たせていただいておりますので、この80時間というところをオーバーしてい

るのは、本当に二、三名というところですが、また、それが同一人物でございます。

こちら、産業医による面談というところですが、まず100時間を超える教員については、絶対です。絶対面談。それは本人の希望関係なく面談をする、ある意味強制的にさせていただきます。

それ以外に、80時間を超える方には、疲労蓄積度申告書というのを、いわゆるチェックシートですが、本人に記入を頂きまして、それを産業医のほうに見ていただいて、この方は面談が必要だろうというところについては、ある意味半強制的でございますが、面談のほうを実施させていただいております。

〇えごし副委員長 なかなかこの、先ほども言ったとおり、熱意とかがあるとそういうのが見えづらくなってきちゃうところもあるので、そういうところはもうしっかりと確認をしていただいて、そういう面談とか、またケアもできるようにしていただきたいなと思います。

あと、こういう取組の中で、この国の例とかだと、勤務間インターバル制度、勤務間インターバル11時間ぐらいというところも例としては書かれていることがある。これ、千代田区としてはそこは書かれてはいないんですけども、そういう勤務間インターバルとかという考え方に対して、先ほど白川委員のほうからの持ち帰り業務という話もありました。持ち帰り業務、結構全国的にも問題になっているみたいで、文科省的にはそういうことがあるということも承知した上で、非常に課題意識を持っているということで、把握率を100%目指していきますというふうに文科省も言われております。先ほど答弁でしっかり確認してやっていきますと言っていたので、そこら辺をやっていただきたいと思うんですが、そういう勤務間インターバルという考え方に対してどう思われているか、検討されているか、お聞かせください。

〇上原指導課長 勤務間インターバルについても、こちらは把握しているところでございます。すごい昔ですが、宿直という業務も、実は教員の中ではありました。そうすると、当然、勤務間インターバルという状態がなかなか正直あれなんですけれども、今回目標で設定させていただきました30時間以下というところを設定しますと、その勤務間インターバル11時間というところは、ある程度クリアできるんじゃないか。そこも一つ盛り込みながらこういった目標の設定をさせていただいたところでございます。

〇えごし副委員長 承知しました。そこは盛り込まれていることで、30時間をしっかりクリアできれば、そこもしっかりとできるということで承知いたしました。

持ち帰り業務とかそういう、どういう定義で持ち帰り業務とするのかとか、そこら辺は難しいとは思いますが、そこもしっかり確認して、しっかりその休む時間、教師の方がしっかり取れるようにというのは進めていただきたいと思います。

あと、最後に1点だけ。様々この取組を進めていく上で、今後のフォローアップというところも最後のページにありましたけれども、先生の業務とかそういうのを改善してやっていくという意味では、やっぱり地域とか保護者の方への理解というのもすごい大事だと思うんですね。先生が早く帰って、何で早く帰っているんだとか、変にこの勘違いをされたりとかすると、せっかくいろんなことを取組を行っていても、ちょっと教師の方にもかわいそうですし、またその理解が進まないと、周りでもちょっとあんまりよくないわさが立ったりとか、そういうところもないように、保護者や地域の方にもしっかり理解をし

てもら、理解促進の取組はしていただいて、地域全体をまた保護者も生徒も含めて、みんなでこういう改革を進めていけるようにというふうにしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○上原指導課長 はい。まず持ち帰りのところですね、定義というとなかなか難しいんですけども、なるべくそのような状態が起きないように、また今どのような持ち帰りで行っているかというところですね、こちらもまた改めてしっかり確認をさせていただいて、必要ないところというのは当然あります。実はやればやるほど幾らでも出てくる業務ですので、その辺り、精査は難しいところもありますが、確認はさせていただこうと思います。

2点目、休む時間がしっかり取れるようにというところで、実は夏休み期間というのは、子どもたち、小・中学校、中等教育学校は来ないので、その間、閉庁日ですよ、学校閉庁日のほうを独自で設定させていただいております。5日間の設定以外、各学校が独自にプラス5日間を設定して、その間、先生方も当然休暇等申請は頂くんですけども、日直等、その辺りを置かなくて、管理職も行かなくていいというような状態はさせていただいております。そのような小さな取組かもしれないんですが、そういった取組も進めながら、休む時間をしっかり確保してまいりたいと思います。

最後、フォローアップのところ。地域、保護者の方に対しましても、今、世の中の的にも数年前からもう働き方という話があります。報道等でも先生方の長時間労働というところも報道が入っていますので、関心がかなり高いかなというふうに思っております。先生方、やるべき業務というのはしっかりやっただくんですが、その辺りの地域、保護者の方のご理解を頂きながら、協力体制、何よりも協力体制を整えていくというのが大事かというふうに思いますので、これはしっかり進めさせていただこうと思います。

○池田委員長 はい。よろしいですかね。

この策定については、この資料にもありますけれども、総合教育会議において報告するというところもあるけれども、この委員会にも随時、現状、状況は報告をしていただけるのでしょうか。

○上原指導課長 はい。委員長おっしゃるとおり、随時、機会、タイミングを見まして、報告のほうはさせていただこうと思っています。区のホームページ等でも、この残業時間等も今も出させていただいているんですが、併せて、この辺りの目標だとか、先生方の声というお話もありましたけど、そういったところも聞こえてくるところとか、必要に応じて報告はさせていただこうと思います。

○池田委員長 はい。よろしく願いいたします。

私が心配しているのは、先生方の環境を大事にするのも当然なんですけど、それによって地域の方だったり地元の方を学校に協力を求めるという形で、どんどんいろんな方が学校の中に入ってきて、そこが、やはり子どもたちも分かる、認識が分からなくなっちゃったりだとか、保護者の方がどういう人が出入りしているのかというところも膨らまないように、いろんな様々なお手伝いしていただく人がいないことには成り立っていかないというところは当然ありますから、そこのところを十分承知しておいていただきたいと思います。

指導課長。

○上原指導課長 そうですね、お手伝いいただける、ご協力いただけるのは本当に大変あ

りがたいところでございますが、様々な方が出入りすることによって、子どもたちが、一方で誰に相談したらいいかと、先ほどの話じゃないですけど、そういったかえって不安に感じてしまう部分があったり、その辺りがないように、しっかり、やっぱり子どもたちに対してもしっかり説明しながら進めていくのと、また学校・園としても本当ご協力いただくのは非常にありがたいんですけども、しっかり学校教育とその辺り、目標としているところをご理解いただいている方にぜひどんどんどんどん入っていただくのは、そんなような形を整えて、よりよい、地域人材を活用しながら、学校教育を進められればいいかなというふうに思っております。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（１）社会福祉協議会の活動拠点の増設及び実施事業について、理事者からの説明を求めます。

○岡福祉総務課長 保健福祉部資料１に基づきまして、社会福祉協議会の活動拠点の増設及び実施事業について説明させていただきます。

項番１、概要ですが、令和６年度から社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しまして、制度のはざまを超えた複合的な課題を抱える区民の方々に対するきめ細やかな支援を行ってまいりました。このCSWにつきましましては、現在、かがやきプラザとアキバ分室に拠点を設けているところですが、先般お認めいただきました令和８年度当初予算によりまして、いきいきプラザ一番町に拠点の増設を行いまして、麴町のエリアを中心に活動を行うCSWの配置を新たに行うものでございます。

項番の２、新しい分室で取り組む事業の内容ですが、一つはCSW事業としまして、個々の区民の方に対する個別支援と地域活動を行っている区民、団体等への地域支援を行ってまいります。

個別支援としては、高齢や障害、子育てなど、様々な分野を超えた課題を抱える区民への相談対応や訪問による支援を行うほか、課題解決のために必要に応じて専門機関や周囲の支援者の方々との連携にも取り組みます。

地域支援としましては、地域活動の活性化や、課題を抱える人を支えられる地域づくりを目的としまして、区民やボランティア団体等の活動のサポートを行います。また、多世代を対象としたサロン事業を行うほか、福祉出張相談や住民向け学習会など、アキバ分室で実施している事業を参考にしながら、地域の声を取り入れながら、新たな分室で取り組む事業の検討、準備を進めてまいりたいと思います。

項番の３、今後の予定としましては、この４月より、社協におきまして、麴町エリアを中心に区民や町会、民生委員・児童委員、その他地域団体の皆様への周知を開始しまして、５月の中旬頃には区民向けの見学会を実施する予定でございます。その後、５月２０日の広報千代田に掲載、ホームページによる周知も行った上で、６月下旬頃をめどに分室の開設・オープニングイベントを予定しているところでございます。

区民の皆様にご身近できめ細やかな支援をお届けするため、社会福祉協議会と連携しなが

ら、必要な準備、着実に取り組んでまいります。

説明は以上となります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。  
白川委員。

○白川委員 この内容については何もありませんが、随分総花的で、いろんなものやっ  
ていくというところにちょっと懸念というか、大丈夫かなというのは感じました。それ、  
この一番町の土地柄というんですかね、ある程度高級住宅街の中であって、こういった福  
祉事業を進めるというところで、少し強弱つけたほうが良いような気がしたんですが、い  
かがでしょうか。

○岡福祉総務課長 バリエーションとしては様々な取組を行っていくところでございま  
すけれど、やはり一番の目的としましては、複雑困難な課題を抱える方、区民の方々への相  
談対応をしっかりと行える体制を整えるということがコミュニティソーシャルワークの事業  
の意義でございます。

先ほど一番町のエリアの性質についてお話しいただきましたけれども、高齢者の方々、  
そしてそれがマンションの中で、単身あるいは高齢のみの夫婦の世帯で住まわれている方  
が多いという特性もございまして、現在、かがやきプラザに設置する拠点で取組を進めて  
いるところでもあるんですけれども、一つテーマになったのが、マンションに住まわれて  
いる方を対象にして、例えば認知能力に不安であったり、困難を抱える方をどういふ  
に地域で支えていくかというところの地域住民の支え合い、見守りのネットワークの形成  
などにも取り組まれて、コミュニティソーシャルワークの事業として、社協のほうで取り  
組んでいたようなところもあります。

翹町のエリアの特徴であったりとか、そこにある地域支援との連携というのをしっかり  
重視していきながら、必要な方に、困難を抱える方の相談対応にしっかり取り組めるよ  
うな活動の整備というのを第一の目的にして事業展開を進めていきたいと、そういったと  
ころでございます。

○白川委員 じゃあ、今のお話をちょっとぎゅっとまとめると、要するにCSWにちょ  
っとサロンの事業を加えるということを試みるということで、理解でよろしいですか。

○岡福祉総務課長 サロンの活動というのもそのコミュニティソーシャルワーカーの仕  
事の一つでありますので、ちょっと見え方としては総花的といいますか、相談につなげて  
いくために、地域の方々が集まれる環境、集まりやすいような環境づくりを整えていくと  
いうのも業務の一環としてありますので、その点でのサロン事業は一つ入ってくる部分で  
はあるんですけれども、やはり重要なのは、そのサロン事業を通して、困難を抱える方  
というのが、なかなか困り事を抱えるという入り口のきっかけからでは、なかなか相談に行  
きにくいという部分がありますので、サロン事業を通して、サロンに参加するというよ  
うな形で困り事を実は持っているだけどもということで、そうした相談対応につなげ  
ていたりであったりとか、あるいはその周囲におられる方が、この人がこういうこと  
で困っておられるみたいなんだけどもということで、そういった地域の声を取り入れて、  
必要なアウトリーチにつなげていくと。こういった機能も一つ目的にしている部分でもあ  
りますので、サロン事業もしっかり行っていきながら、必要な相談に対する支援につな  
げていきたいと、そういうふうな考えでございます。

○白川委員 じゃあ、もう一つ確認ですが、じゃあ、やっぱりマンションが多いところで割と年齢層が高いところもあるので、孤立している年配の方が多いという前提の下にサロン事業をやって、その中で相談しにくい、孤立しているところを何とか発見していくということではよろしいかと思うんですが、誰が発見するんですかね。

○岡福祉総務課長 地域特性として、孤立している方が多い地域だろうというような見方はしておりませんので、そういった方々がもし見られた場合に必要な支援をできるような体制、受け止められる体制をつくっていくというような目的ではあります。

その支援に当たっていく者としては、社協ですね、この麴町の拠点がありますので、常駐する職員というのがそういった地域の声を取り入れながらということでは考えているところですが、現在でも町会の福祉部さんであったりとか、民生委員・児童委員さんであったりとか、あるいはあんしんセンターですね、包括のほうとも連携しながら、各それぞれで相談支援をされている方の声を拾い上げたりであったりとか、そこでまだ支援には当たれていない、なかなか見ている部分には課題を抱えているだろうというような見方はできるけれども、なかなかその声をかけるという一つのハードルというのを乗り越えるのは難しいというようなものというの、地域の住民の方々の声としてはあります。そういったものを拾い集めて、社協として、そこに対してアウトリーチをかけていくと、そういったところで拾い上げということを意識しているところでございます。

○白川委員 ということは、交流の場の中で職員なりその担当なり、町会の福祉担当の方がいて、少し引いたところで、俯瞰的にこの人、大丈夫かなというのを見つけていくという、そういう感じでよろしいですか。

○岡福祉総務課長 そういったアプローチも一つだろうと思います。より直接的な相談が来て、それに対してお答えするというのはもちろんあった上でのものでは考えてございます。

○白川委員 結構です。（発言する者あり）

○池田委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 イメージとしては社会福祉協議会、九段にありますけれども、麴町にもCSWを置いて、もう、まだ同じ機能とはいかないですけれども、相談体制を広げていこうということだと思っておりますけれども。

これ、分室をつくるに当たって、その人員の数というかな、スタッフの数というのはどういうふうな配置になるんですか、これ。

○岡福祉総務課長 現在、CSWとして、コミュニティソーシャルワーカーとして拠点に配置する人員を2名と、事務連絡の職員を含めての2名を含めて計4名で考えているところでございます。

○牛尾委員 やはり社会福祉協議会、もう本当に困った方とか、様々ないろんなものを抱えている方の相談、例えば課題の解決ということでは、非常に大事な組織だと思っておりますけれども、一つこの、何ていいますかね、見えづらいというか、社会福祉協議会に気軽にご相談に来て下さいねというふうなね、社協の方々もいろんなイベントでいろんなものを配ったりとかで努力はされているんですけれども、本当になかなかいろんな問題を抱えている方というのは、なかなか気軽に相談をするというのがね、難しく、やはりこちらがどんどん、お困り事はありませんかと、気軽に相談して下さいねという、やはり広報とい

うかな、そうしたことが大事だと思うんですね。

そういう点では、ここの麴町に、いきプラに置かれるところでも、気軽に相談に来やすいような、外部から見えやすいとか、そうしたものも必要だと思いますし、そのいきプラの4人の職員の方々がね、しっかり町なかに出て行って、広報もしていくということも大事だと思うんですけども、そこについてはいかがですかね。

○岡福祉総務課長 おっしゃるとおり、広報の重要性、非常に重要だというふうに我々も考えておまして、いきいきプラザー番町のあの場所にCSWの拠点ができますよということをしっかり周知をしていくことが重要だというふうに捉えております。

今回の資料のほうでも今後の予定として挙げさせていただきましたけれども、4月から、町会であったりとか民生委員・児童委員の皆さんであったりとか、あるいは区民活動をボランティア団体であったり、NPO団体であったり、あるいは企業、大学等もある立地ですので、そういったところでCSWと連携した取組というのが期待できる方々、専門機関、あるいは住民の方々というのは多数いらっしゃるところでございます。

4月、5月にかけて、チラシを携えて、こういった活動というのをいきプラー番町の場に拠点を設置して行っていきますよということの周知というのを社協のほうで行っていくところですので、我々のほうもあそこに、庁内のほうもしっかり参加していきながら、必要な場面で適切な周知に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 これで3拠点ということになるんですかね。アキバがあります。かがやきがあります。で、いきいき、番町にできますということで、私はアキバのほうを参加させていただいて、非常に、以前にも言ったんですけども、空間的にも、何ていうんですかね、行きやすい、温かい、優しい感じで、かつ委員長もいらしていたけれども、CSWの方の感じというか、やっぱり皆さんをつなげていくスキルというのもすごくよく分かった次第です。

先ほど私が聞いたかった職員体制ということは聞いたかったんですけども、採用は、これに当たって正規職員として迎え入れられたのか、かつ、これ、何ていうんですかね、特別職みたいな職域になるんでしょうかね、福祉の。で、異動があったり、あるいは交流したり、そのノウハウを交換し合ったりということがなされるのかなというところが、ちょっと始まりに当たって聞いておきたいなというふうに思ったことと、それから、例えばあるところにひきこもりのお子さんがいます。民生委員の方は把握しています。じゃあ、行ってごらんと言えるような場としてお考えなのか。どんなふうな場づくりをしていくのか。例えば子ども食堂をやりたいよというニーズがあったら、それを多分やりたい人を応援するとかというやり方なのかなというふうには思うんですけども、委員言われるように、多様な事柄に対応していくということもあるので、そういった場づくりをどういうふうに重ねていくのかというのが、ちょっともう少し見えると分かりやすいかなと思まして、ご説明をお願いします。

○岡福祉総務課長 次、2点目のほうからのご説明をさせていただきます。子ども食堂のように地域活動をしたいと思っている方の背中を押していく事業というのは、それは分かりやすいものとして、それはしっかり行っていきますし、先ほど小枝委員がおっしゃられた、特にそのひきこもりの方であったりとか、なかなか、困っているけれども表に出てく

ることに対して勇気が要るであったり、壁があったりするであったりとか、そういった方々が集まれる、あるいは個人でも相談に来れるような場所をつくっていかうと、そちらのほうがすごく重要だろうと、そういったこともお話をさせていただいていたのかなと受け止めております。

コミュニティソーシャルワーカー、民生委員さんであったりとか町会であったりとか、様々な方々との連携を重視する、こういった業務でもございますので、そうした業務を通じて、そういった困り事を抱える方を拾い上げていくというところの対応というのはしっかり行っていきたいなというふうにも思っておりますし、もう一つは、令和7年度から、これまで地域とのつながりがなかった方、あるいはその地域の中で孤独や孤立感を抱えていた方々を対象にした居場所づくりの事業を開始したところでございます。

これまで町会であったりとか、あるいは近隣の住民の方々との交流がなかった方々に対して、そういった居場所づくりをサロンのような形で様々なテーマを設けて集まれる機会をつくるという事業を昨年度から行っておりますけれども、そういった場面も、今回、いきいきプラザ一番町に拠点を設けることによって、麴町のエリアにおいて、アキバ分室で行っていたような居場所づくり事業というのを活性化して行っていくことができるというふうにも思っておりますし、そういった機会を通じながら、なかなかその潜在的な声を拾い上げることの困難というものはあるので、それによってそれが達成できますというところまで行けるのは難しい部分もあるんですけれども、一つ一つ居場所づくり事業なども活用しながら、声の拾い上げというのに進めていきたいなというふうに思っております。

前半の体制についての部分ですけれども、今回、麴町の拠点を設置するために新たに採用したということではありませんで、これまで地域活動、特にコミュニティソーシャルワークの事業に専門的に取り組んでいた職員の配置ということで、これまでの地域とのつながりを生かした体制づくりというのをやっているところでございます。

皆さん、社会福祉士という専門職を持たれている職員によって構成されているものですので、福祉の専門的な知見であったりとか、あるいはこれまで培ってきた地域とのつながりというのを活用しながら、麴町の拠点というのをしっかり稼働できるような体制にして取り組んでいきたいと、そういったところでございます。

○小枝委員 なるほど。分かりました。社会福祉協議会の職員の中の社会福祉士の方をCSWとしてこちらに配置したという、そういうことですかね、はい。

○岡福祉総務課長 おっしゃるとおりでございます。社会福祉士を持っている職員、ちょっとそれを目指しているような職員も社協さんの中にはいらっしゃいますので。ですけれども、今回配置するのは専門的な知見を持った職員でございます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）社会福祉協議会の活動拠点の増設及び実施事業についての質疑を終了いたします。

次に、（２）千代田区低所得世帯に対するエアコン設置緊急支援事業について、理事者からの説明を求めます。

○宮原生活支援課長 では、保健福祉部資料2に基づきまして、千代田区低所得世帯に対するエアコン設置緊急支援事業についてご説明いたします。

まず、1の目的でございますが、東京都が猛暑の緊急対策といたしまして、令和7年度の最終補正予算にて、低所得世帯向けのエアコン設置区市町村等の緊急支援事業、こちらが補助率4分の3の事業でございます。こちらの実施を決定いたしました。

これを受けまして、区においては、本補助金を活用するに当たって、都の事業目的を横引きしながら、この機会を捉え、申請者宅への訪問調査を必須とした上で、低所得者世帯に対するエアコン設置による熱中症対策及び生活困窮者自立支援制度に基づくアウトリーチ相談というのを実施してまいりたいと思っております。

2の制度概要についてですが、（1）といたしまして、東京都補助事業の概要の大まかな部分をお示しておるところでございます。

こちらを踏まえまして、（2）にて、千代田区の助成実施内容を具体的に記載しておるところでございます。区で行う助成内容についてですが、事業目的につきましては、熱中症対策のみならず、低所得者世帯に対するアウトリーチを目的としたものという形で捉えておりまして、対象経費等につきましては、都が示す補助事業内容とおおむね変わらず、住民税の非課税世帯、住民税の均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給者というふうに考えてございます。

助成内容も同様で、1世帯1台、居宅用のエアコンを上限10万円として助成をする予定でございます。ただし、補助対象といたしましては、未設置世帯のみならず、故障して使えない状態や、製造から10年以上経過したエアコンの買換え世帯にも対象を拡大させることを予定しておるところでございます。なお、購入したものを長くお使いいただけるように、助成対象の機器は新品に限らせていただきたいと思いますと思っております。

加えてアウトリーチ相談の観点から、訪問調査を必須といたしまして、その際に、ご家庭の悩みについて伺いながら、実態把握とともに、必要な支援につなげたいと思っております。

申請の流れにつきましては、事前にご相談を頂いた後、実際に調査員が訪問をし、エアコンの設置状況等を確認後、その場で申請書を記入していただくことを想定しております。その後は、速やかに助成交付決定を行い、エアコンを購入していただいた後は、領収書等を添付の上、助成金をこちらに請求いただくことを想定しております。よって、実際の補助方式でございますが、購入後に償還払という形でお支払いする予定でございます。

また、実施体制の確保につきましては、現状の生活困窮者自立支援制度の窓口業務を委託している事業者のほうに追加で委託を行うことによって、もともとのノウハウを生かしながらという形で、支援の一体性も確保する予定でございます。

（3）の実施時期についてでございますが、熱中症対策も目的としておりますので、申請受付期間は、暑さが厳しくなる前にエアコン設置を促すことが重要と考えております。ですので、次の5月の1日から早速事業のほうを開始いたしまして、冷房が不要となってまいります10月末までを事業期間と考えておるところでございます。

裏面おめぐりいただきまして、3の今後のスケジュールでございますが、本委員会にて報告後、急ぎ、区ホームページの掲載をさせていただき、5月の1日から申請受付を開始させていただきます。なお、広報千代田につきましては、5月5日号には事業の概要版を、また5月の20日について、詳細について告知し、周知を徹底したいと思っております。

4のその他の事項についてでございますが、本事業はアウトリーチを目的とすることか

ら、「生活困窮者自立支援事業」の一環として、すぐに事業展開をするために既定予算の範囲内で早速スタートしてまいりたいと考えております。

また、本事業は、申請日時点で住民票を設置している世帯を対象といたしますが、DV被害世帯で、千代田区内に住民票をやむを得ず移していない方等については、個別に対応を予定しておるところでございます。

また、本事業の助成につきましては、東京都の事業の東京ゼロエミポイントとの併用が可能となっております。そちらも積極的にご紹介しながら、費用についてはゼロエミポイントの値引き後の自己負担分を助成対象という形で考えておるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっとじゃあ三つほど確認させてください。

一つは、ゼロエミに上乘せして使えるということですね、非常にいいことだなと思うんですけども。まず、生活困窮の方々には、例えば区営住宅とかそうしたところにお住まいの方は結構いらっしゃるじゃないですか。これは区営住宅でも付け替えした場合に使えるよと、使わせてもいいよということよろしいかどうか、まず。

○宮原生活支援課長 はい。おっしゃるとおりでございます。今回対象としておりますのは、千代田区内に居住している方で、低所得の世帯ということを対象にしておるところでございます。もともとのお宅をお持ちの方もさることながら、賃貸等で住んでいる方については、その賃貸住宅がもともとエアコンが家賃等で設置されているところは、オーナーさんとの持分になりますので、なかなか難しいんですけども、住んでいる方が設置するようなものについては対象になりますので、区営住宅等もそういうふうに考えておるところでございます。

○牛尾委員 分かりました。

あと、ゼロエミミッションの場合は、もう買うときにポイントを8万円かな、上限ね。これを引かれた額で買えるじゃないですか。今回、償還払いということで、一旦、買う人がお金を負担しなきゃいけないですよ。なかなかね、そうした一時期に、例えばエアコンもね、8万円を仮にゼロエミで引かれたとしても、10万から20万、高いものではあるじゃないですか。その際にこれを活用したいんですけども、なかなかすぐにそんなお金は出せないという方もいらっしゃるかもしれないですよ。その場合に、この10万円についても、購入する際に、ゼロエミと同じように、引かれて買えるというような方式にはなかなかできないものなのかどうかということなんですけれども。

○宮原生活支援課長 委員のご指摘のご懸念、もっともではあるとは思っております。制度は、ゼロエミポイントを引かれた金額からの助成ということなんですけども、やはり大きなお金が動くような物品購入という形になります。今回、我々がアウトリーチの支援もセットでということを目的としているのがまさにその部分でございます。低所得者の方のいわゆる家計相談だとか、そういったところも、もともとこれ、生活支援課でやっておる事業でございますので、そことも組み合わせて家計のご支援に入っていきたいと思っております。

また、大きなこれ、どうしてもいっとき払いづらいという方におきまして、生活支援課のほうで応急資金の貸付事業というものをしております。こういったものの生活必需品

の購入費用にも充てることができるので、そういったところもご相談の中で個別にお話を伺いながらご案内させていただければと思っております。

どうしてもお金自体は、確定した後でちょっと支払うような形にさせていただきたいと思うんですけども、それに至るまでの相談体制については、しっかりとやってまいりたいと思っております。

○牛尾委員 はい、分かりました。ぜひ、そこはしっかりお願いしたいと思います。

あと、先ほど予算の枠内という話がありましたけれども、大体どれぐらいの台数というか、どれぐらいの世帯を検討されているのか分かりますか。

○宮原生活支援課長 非常に数字の読みづらい事業でございます。全国的な話で申し上げますと、内閣府の統計なんかで言うと、エアコン保持世帯は90%を超えているというところですけども、逆にそれは北海道だとかそういったところも含めての全国での数値ですので、千代田区内ではもっと高いんじゃないかなと思っております。

その中で、さらにエアコンは1台もない世帯というところは、なかなか多くは見込んでおらないところでございますが、まずは10軒から30軒程度のご家庭があり得るのではないかと予想はしております。ただ、具体的にちょっとどうなっていくかというところでございますが、何か統計上の数値を持っているというところではございませんので、あくまで予想でございます。

○牛尾委員 じゃあ、10軒から30軒ということで、これ、仮にですよ、申込みが殺到をして、もう予算が尽きちゃったといった場合は、これは追加で、何に用意するか分かりませんが、そういうことで対応するのか、それとも、もう頭打ちですよと、次はもう来年以降ですよというふうにしちゃうのか、その辺はどうなんですか。

○宮原生活支援課長 非常に数字の読みづらいところでございますが、もしご好評いただくような制度でございましたら、そのときはまた財政当局ともよく相談して、ちょっと検討をさせていただければと思っております。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

白川委員。

○白川委員 ちょっとくだらない質問で申し訳ないんですが、これ、扇風機が欲しいといったときにも対応できるんでしょうか。

○宮原生活支援課長 扇風機はちょっと検討してございませんで、エアコンディショナーということで、冷房、冷風が出るものを検討しております。その中で言うと、いわゆるなかなかお部屋の中に壁の穴が空けられないんで、オーナーさんとの関係上、借りている穴が空けられないんだというところ、ご家庭があれば、いわゆるポータブル式のエアコン、そういったものは助成対象にしてまいりたいなというふうに思っております。

○白川委員 あと、エアコン8万円と扇風機であと2万円使いたいんですけども、言ってきた場合は、これは認めますか。

○宮原生活支援課長 先ほど申し上げましたとおり、扇風機の購入費用ということは、ちょっと助成としては使えませんので、先ほどのお話を申し上げますと、エアコンの部分に対して、我々は助成してまいりたいというふうに思っております。

○池田委員長 心かみ委員。

○心かみ委員 とてもいい取組だと思っております。こちらの取組なんですけれども、アウトリーチで家計相談をするというところに実は大きなメリットがあるのではないかなと思っておりまして、エアコン購入に際して、使用量に応じてお得なパッケージ、基本料金を幾らに設定するかって、各会社いろいろあつたりするので、そこに対する家計への固定費の負担軽減に非常につながってくるのかなと思うんですけれども、こちらも家計相談の中に入っているのでしょうか。

○宮原生活支援課長 エアコンの話で申し上げますと、購入費用とそのほか設置費用、あとは月々の電気料金等あるかと思えます。いわゆるこの家計相談においては、常に我々心かみ受けているご家庭ですと、なかなか家計簿自体がつけられない方だとかそういった方がいらっやっていますので、まずは幾ら収入があつて、どういったことに何を使っているのかというのを一緒に明らかにしながら、一緒に伴走支援をしていくような、そんなイメージの支援でございます。

ですので、今回のエアコンに特化してというよりは、今回、家計全体を見させていただきながらというところを、当然、人によってはそういったところをちょっと触れられたくないんだということがあればなかなか難しくなってしまうんですけども、ご了承を得られる範囲内でご支援してまいりたいと思っております。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 1点だけ。アウトリーチで様々相談に、先ほどの家計もそうですけど、またそういう申請もしっかり手伝っていただけるということで大変ありがたいなと思うんですけれども、やっぱり特に高齢者の方とか独り暮らしの、また独り身の高齢者の方とかは、やっぱりこのエアコン、申請もそうなんですけど、実際買うときというのが結構大変で、例えばどういうエアコンがこの部屋にいいのかとか、あと、例えば買いに行くこと自体も難しいとかということもあるんで、本当はそういうところもぜひ支援していただきたいなというふうにも思うんですけれども、事業としては一応補助というところなので、そこまではなかなか難しいかもしれないんですけれども、例えばそういう社協さんとかそういうほかの地域の方とか、何かほかのところでそういう買うところとかということも、例えば相談に乗ってあげたりとか、あとは地域の電気屋さんとかそういうところを、例えば私もこの前話していたら、掃除機を買い換えたいというときに、地域の電気さんがカタログとかを持ってきてくれて、こういうのがいいんじゃないかと話をしてくれて、買う手伝いをしてくれたという話もお伺いしました。

そういう意味でそういうエアコンとかも、例えば本当に実際買ってというときには何かそういう相談に乗ってもらえるようなところも、例えば案内してあげるとかお声がけしてあげるとか、そういうお手伝いも、ぜひサポートもしてあげていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○宮原生活支援課長 副委員長ご指摘のところにつきまして、今回で言うと、助成事業を展開するというところでどこまで踏み込んでいけるかということではあるんですけども、先ほど委員長からご指摘も頂いた、いわゆるまちの電気屋さん関係なんかで申し上げますと、直接そのお申し込み予定の方がどういったところで買われる予定なのかというのは聞き取りはしてまいりたいと思っております。例えば何をかうのか困っているんだというこ

とであれば、例えばその場でなじみの電気屋さんがいらっしゃればお電話をかけていただくところに、その場で一緒に立ち合わせていただいとるところまでは行けるかなとは思っております。

また、いわゆるエアコンを買うだけじゃなく、いろいろ生活上の困り事、1人だと難しいんだというところ、あるかとも思いますので、そういったものについては社協の困りごと24等のボランティアサービス等もご紹介をしながら、連携してまいりたいなというふうに思っております。

○えごし副委員長 あと、やっぱりこういう制度がスタートするということで、広報はしっかりされると思いますけれども、そういう電気屋さんとかそういうところにもしっかりと周知していただいて、こういう購入するという方がいたら、手助けなり、また教えてあげたりとか、そういうところもしていただけるように、教えていただくというか、そういう電気屋さんとかにもこういう制度があるというのを周知してもらえるようにですね、周知というか分かってもらえるように、区としてもちょっと周知もまたしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮原生活支援課長 いわゆるその広報の仕方でございます。先ほど申し上げましたとおり、広報紙ですとかそういうところでも対応してまいりたいと思っておりますが、数字も読めない中でどういったものが効果的でできるかというのは、また事業を進めながら検討してまいりたいと思っております。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（2）千代田区低所得世帯に対するエアコン設置緊急支援事業についての質疑を終了いたします。

次に、（3）令和8年度熱中症予防対策について、理事者からの説明を求めます。

○菊池地域保健課長 それでは、保健福祉部資料3に基づきまして、令和8年度熱中症予防対策についてご説明をさせていただきます。

まず、本事業の目的ですが、項番の1にございますように、熱中症等の健康被害を防止するため、区民、特に熱中症リスクの高い高齢者などに対して、熱中症予防対策の普及啓発を実施しまして、注意喚起を図ることを目的として実施するものでございます。

項番の2、主な実施内容です。

まず、（1）広報、情報発信としまして、ホームページ、SNS、安心・安全メール、「すぐーる」等を通じた情報発信を進めます。

次に、（2）熱中症リスクの高い高齢者に対する熱中症予防訪問ですが、今年度も在宅支援課、あんしんセンターにご協力を頂きまして、看護師等による戸別訪問を実施いたします。また、今年度より、新たな啓発品としてオリジナルの竹うちわを作成しまして、啓発の一助とさせていただきます。

次に、（3）ひと涼みスポット、クーリングシェルターの設置です。今年度、ひと涼みスポットを新たに民間施設5施設を登録しまして、全71施設に設置する予定です。また、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合に、避暑のために指定した公共機関を開放するためのクーリングシェルターにつきましては、新たに15施設を登録しまして、全26施設に設置をする予定です。

次に、（４）啓発活動としまして、今年度もシルバートレーニングスタジオなどの機会を通じまして、熱中症予防の普及啓発活動を行ってまいります。

そして、今年度から新規に試行的な取組としまして、（５）熱中症対策キットの貸出しを行ってまいります。これは、資料にお示ししているような熱中症対策キットを各出張所に配付しまして、地域に貸出しを行うものです。キットの中身は、経口補水液、瞬間冷却剤、熱中症予防カードなどを備えまして、熱中症を発症してしまったおそれのある方へ緊急手当て用として活用していただくものでございます。地域のイベント等での活用を想定しております。

次に、（６）区民及び事業者向けの普及啓発でございますが、区民向けに熱中症予防ガイドを配布いたします。こちらは昨年度のものと同内容を見直しまして、暑さ指数に応じた日常生活指針、運動指針、熱中症予防のポイント、また、熱中症になってしまった場合の簡易対応マニュアル等を分かりやすくお伝えする内容に改めます。また、昨年度ご指摘を頂きました事業者に対する普及啓発としまして、土木建築事業者の方が多く見えられるような区役所の５階窓口などにおいて、熱中症予防啓発のリーフレットを設置させていただきまして、屋外活動などによる熱中症の予防、普及啓発を図ります。

次に、裏面に参りまして、項番の３、近年の熱中症警戒アラートの発表数、熱中症による区内の救急搬送者数の推移でございます。ご覧のように、近年夏の猛暑の影響を受けまして、残念ながら熱中症警戒アラートの発表数、それから区内の救急搬送者数も増加傾向でございます。しかし、幸いにも区内で熱中症により死亡される方はゼロという状況は維持しておりますので、今後この状況を悪化させることがないように取り組んでまいります。

資料の裏面の下段には、広報、情報発信の例、それからひと涼みスポットの設置例をお示しましたので、ご参照をお願いいたします。

なお、今年度は、広報５月５日号で、暑くなる前から体を暑さに慣らしていく暑熱順化をテーマに記事を組みまして、熱中症予防対策を区民に呼びかける予定となっております。

今後も区民の健康被害を最小限に抑えられるよう、地域振興部やまちづくり部などとも協力、連携しながら、熱中症予防対策に取り組んでまいります。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

おのぞら委員。

○おのぞら委員 一つ確認をさせてください。ひと涼みスポットの開設期間というのは、今、決まっていच्छゃいますでしょうか。

○菊池地域保健課長 はい。６月上旬から、現状のところ１０月の下旬ぐらいまでを予定しております。

○おのぞら委員 去年は６月の下旬から９月の末だったので、そこを延ばしていただいているのは大変ありがたいと思います。一方で、早めるご検討というところなんですけども、今月夏日を記録したりとか、気象庁が出している３か月先の予報とかでも平年よりも高くなる、気温が高くなるという予想の下、もうちょっと早く、例えば夏日とか真夏日が出たら、その日だけ開けてもらう、クーリングスポットとしてやっていただくとか、そういった柔軟な対応というのは難しいんでしょうか。

○菊池地域保健課長 準備が整い次第、なるべく早く設置していきたいと思っております。

実務的には、啓発品の準備ですとかそういったことはございますが、実際にはその設置についてもう少し前倒しができないかということについては検討させていただきます。

○おのでら委員 ありがとうございます。

もう一つ、区内関係各所と連携をしていたりとか、町会に対して熱中症対策キットを貸出しをするということなんですけども、今後の夏のイベントですね、こういったところを、町会とかで企画されているイベントとかを例年よりも例えば時間を後ろ倒しにさせていただくとか、あるいは日にちをもう少し涼しい期間に変えていただくとか、そういったところのご協力を求めるとか、そういったところの取組というのはあるんでしょうか。

○菊池地域保健課長 町会等の団体がなかなか自ら中止を判断しにくいですとか、そういったお声は伺っております。私どもとしては普及啓発の一手段として熱中症予防ガイドブックを配布させていただいて、こういったときには運動を中止しましょう、こういった場合には運動の時間帯を少しずらしましょうというようなアドバイスという形で送らせていただきます。

また、地域振興部では、これとは別に町会等の支援の形でそういった補助メニュー等も追加されているというふうに伺っておりますので、地域振興部とも連携しながらこういった普及啓発の手段を連携を図っていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 ひと涼みスポットの箇所が増えるということですけども、これ、役所のホームページを見ると、薬局とかそういったところが多いかなという気がするんですけども、これ、例えば、このスポットを広げるに当たって、スーパーだったりとか、コンビニはなかなか狭いから難しいかもしれないですけど、そういったところに協力を求めていくということは可能なんですか。

○菊池地域保健課長 はい。私どもとしましても、そういったスーパーですとかそういったところも可能であれば進めていきたいんですが、なかなか、受け入れる側として、そういった不特定多数の方を受け入れられる体制というのができていないというような実情もあるようでして、鋭意私どもとしてもそういった機関に働きかけはさせていただきたいと思いますが、今後の状況次第というところでございます。

○牛尾委員 まあね、来られた方にいろんな、例えば冷たいお茶を出すとか、そういう対応まで求めるのは大変かもしれませんけれど、例えば簡単なベンチみたいなのを置いておくとか、そうしたことで可能だと思うんで、ぜひ可能な場所は積極的に探して、協力していただける店舗や事業者さんはぜひ探していただきたいと思いますが、いかがですか。

○菊池地域保健課長 はい。ご指摘を踏まえまして、そういった新たな事業所の発掘に努めてまいりたいと思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 予算のときにちらっと申し上げたんですけども、隣の区のひと涼みスポットにお邪魔した、立ち寄ったときに、委託、指定管理者の管理だったと思うんですけども、お水とそれから多分防災水ですね。あとビスケットと、それから飲む点滴と言われる甘酒のブリックパックというのが置いてあって、ご自由にというふうになっていたんですね。

そういう、確かにあると、何ていうか、ちょっとこう、ふっと、ほっとするというか、

いいこともあるかなというふうに思ったんですけども、何かこう、防災水くらいなら置いておけるかな。ただ、受付がないと無理かなと。受付というか、要するに人がいないと無理だなと思ったんですけども、有人じゃないと。何かそういうふうなことが検討されたか、されるかというところはどうでしょうか。

○菊池地域保健課長 ひと涼みスポットの目的としまして、暑いときにそこに入って椅子にかけていただいて、一息ついていただくということが目的でございます。啓発品等も準備させていただいておりますが、やはり一度に持って帰ってしまわれたり、そういった事象もございまして、なかなか難しい側面もあります。

令和7年度は、ひと涼みスポットに、少量ですが経口補水ゼリーなどを置かせていただく措置も取らせていただいております。今年もそういった措置は取らせていただきますが、また委員ご指摘のような意見を踏まえまして、今後の需要、それから要望などを踏まえまして、来年度以降見直しを図りたいと思います。

○小枝委員 そうですね。私もちょっと調査不足で言いづらかったんですけど、おもてなしということで傘を貸したりとかしていた千代田区ですから、何か港区でできるのであれば、千代田区でできる方法もあるのかなというふうに思って、私もちょっと調査不足なので言いづらいんですけど、そうしたこともきっとあるのかなと思ひまして、ちょっと検討していただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

○菊池地域保健課長 はい。ご指摘も踏まえまして、来年度以降、またさらに検討を進めてまいります。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 先ほどちょっと扇風機にこだわってちょっと変なことを言ったと思うんですけども、前、東大の医学部の保健科の研究室の論文で出ていたんですけども、屋内にいながら熱中症になったお年寄りの、亡くなった方の分析をしていたんですけども、エアコンがない世帯よりもエアコンを持っている世帯のほうが死亡率が高かったんですね。それはつけていなかったというのがあったんですけど、つけていても亡くなっている例がありました。

それは、例えば28度で暖房設定をしていたとか、あるいはリモコンの電池が切れていて、つけたつもりだったけどついていなかった、適切につけていなかったとか、あるいは壊れていたとか、意外とエアコンがなくて亡くなる人よりは、エアコンを持っているのにあえてつけなくて亡くなっている人が多いというので、ちょっといろいろ聞いてみたら、やっぱり電気代が高いというのが、もったいないというのがあるようなので、そこら辺、ぜひ指導していただけないかなというふうに思います。この時期とこの時期は少なくとも夜は28度で設定しないと大変ですよと。あるいは戸別訪問のときは、ちゃんとエアコンが動くかどうか、室外機が壊れていないかどうかみたいなのところまで、ちょっと大変ですけども、そこまでチェックしていただいたら、そういった事故は防げるかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○菊池地域保健課長 ご指摘の点につきましては、昨年度も区議会等でご指摘を頂いた点かと思ひます。そこで、私ども、新たに策定しました熱中症予防ガイドで、エアコンの使い方というところのコラムを設けまして、必ず温度設定を28度以下にしましょうととか、あまり頻繁にスイッチをオン、オフするよりも、つけっ放しのほうが効果的ですと

というようなアドバイスをさせていただいております。こちら、ガイドは、今、校正中につき、皆さんにお見せすることはできないんですが、6月上旬までにこれを用意しまして、ひと涼みスポット等に設置させていただきたいと思います。

また、ご指摘のエアコンの購入補助などの連携につきましても、生活支援課、またまちづくりなども連携しまして進めてまいりたいと考えております。

○白川委員 あと、扇風機、何でこだわったかという、扇風機を使えばちょっと電気代があんまりかからないかなと思ったもので、そういう考えている方が結構多そうなので、組み合わせるといいかなというふうに思いました。ただ、ダイソンみたいに扇風機型で冷暖房ができるというのは、普通のエアコンより2倍ぐらい電気代がかかるそうなので、ポータブルって、何かすごい効率が悪いそうなんです。だから、ちゃんとしたエアコンを買ったほうがいいとか、その辺もぜひ含めてご指導いただければと思います。

○菊池地域保健課長 はい。ご指摘のような点も含めまして、アウトリーチ活動、様々な見守り活動を行っておりますので、そういったエアコンの正しい使い方、冷房機器の使い方などについてもアドバイスをさせていただきたいと考えております。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 すみません、私も1点だけ。先ほど暑さ指数という話もありましたけれども、やっぱり暑さ指数って結構大事だと思ってまして。先ほどのエアコンの話もそうですけど、やっぱり高齢者の方って何か自分自身でこの暑さを感じにくくなっているとか、すごい暑いんだけど、本人自体はそんなに暑いと感じていなくて、それでつけないという方もおられたりしますし、もちろん電気代とかという話もあると思うんですが。

そういう意味では、何か暑さ指数が目に見えて、これはちょっと区民の方からもお声を頂いたんですけども、何か暑さ指数のようなものが今度目で見えるような、何か中にはそういうキーホルダーとかもあったりするようなんですけど、何かそういうものが啓蒙品、啓発品としてあると、目で見えて今危ないからつけたほうがいいとか、ちょっと注意したほうがいいとか、高齢者の方にも分かりやすくなるかなというふうにも思うんですが、そういうところはいかがでしょうか。

○菊池地域保健課長 暑さ指数につきましては、気象庁から前日に暑さ指数が大幅に高くなるような予測が出た場合には、前日の2時頃までに私ども省庁のほうに連絡があります。それを受けまして、前日の時点で、明日は熱中症指数がこれだけ高いですよというような形でホームページで警告を打ちます。そういったマスコミの情報なども活用していただければと思いますが、もちろん区役所も様々な情報、連絡手段を使って、そういった暑さ指数の周知に努めたいと考えております。

また、先ほど小枝委員のご質問にも関連するかと思うんですが、啓発物品の見直しなどにつきましては、そういったお声もあるというふうに認識しましたので、また改めて来年度以降検討させていただきたいと思います。

○池田委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（3）令和8年度熱中症予防対策についての質疑を終了いたします。

次に、（4）令和8年度の新規母子保健事業について、理事者からの説明を求めます。

〇市川保健サービス課長 それでは、保健福祉部資料4、令和8年度の新規母子保健事業について説明いたします。

初めに、項番の1、妊娠後期訪問支援事業についてです。

（1）目的ですが、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のため、すべての家庭と妊娠期からの関係性の構築、切れ目のない見守り支援を強化するために実施いたします。本年4月から子ども家庭センターの開始に伴う新規事業として実施するものでございます。

（2）対象ですが、令和8年4月以降に妊娠8か月を迎える妊娠後期の妊婦を対象といたします。

次に、実施内容について説明いたします。令和8年度までは、妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを実施し、希望された方のみ保健師の面談を実施しておりました。本事業は、これに代わる新規事業でございます。面談では、妊婦の心身の状態を確認するとともに、出産を間近に控えた時期ならではの悩みや不安についての相談や出産、子育てに関する情報の提供を行います。

まず、①としまして、委託事業者の保健師などが自宅を訪問し、聞き取り調査とアドバイスをいたします。妊娠後期訪問として、出産を控えた妊娠8か月頃の妊婦の方が安心して出産、子育てを迎えられるよう、委託事業者の保健師などが妊婦の自宅を訪問して面談を行います。本事業の対象となる方には、妊娠7か月になられた頃に利用者などの案内をご自宅に郵送いたします。

次に、②保健師などの訪問を受けた方に1万円の経済的な支援として、こども商品券を郵送で後日お渡しする内容でございます。

次に、（4）開始時期ですが、令和8年5月1日から開始いたします。

次に、（5）委託事業者ですが、プロポーザルで選定いたしました株式会社ウェルネストコミュニケーションズでございます。

次に、（6）利用の流れについて説明いたします。郵送で案内いたしました二次元コードを読み取っていただきまして、予約フォームから訪問希望日時を予約していただきます。当日、保健師などがご自宅を訪問し、妊婦の方のお体の状況や出産を迎えるに当たってお気持ちについてヒアリングをし、出産や子育てに関するお悩みのご相談をお受けいたします。その後、こども商品券を自宅に郵送するという流れになります。

次に、（7）支援の流れですが、下にあります図に示しましたとおり、従来から実施してまいりました妊娠届出時のままばば面談、出産後の乳児家庭訪問に加えて、妊娠8か月頃に対象者全員に対して訪問相談を行うことで、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援と経済的支援をさらに充実することになります。

次に、資料裏面、2ページ目をご覧ください。項番の2、産婦健康診査及び1か月児健康診査の開始について説明いたします。

（1）目的ですが、妊娠期からの切れ目のない支援を強化していくために、都内共通受診方式による産婦健康診査、1か月児健康診査について、健診費用を公費負担で開始いたします。公費負担による健診により、支援が必要な家庭を把握し、その後の産後ケア事業、心身のケアや育児サポートなどを実施してまいります。

次に、（2）対象者及び実施内容ですが、下にあります表をご覧ください。それぞれの

事業の公費負担額については表のとおりとなっております。都内統一金額でございます。実施施設につきましては、9月頃までに決まる予定で、確定次第、区のホームページなどで周知してまいります。

次に、（3）開始時期ですが、令和8年10月1日から開始いたします。

最後に、（4）受診票の交付方法ですが、令和8年4月1日から妊娠の届出時に母子健康手帳や妊婦健康診査受診票とともに産婦健康診査及び1か月児健康診査の受診票の配付を開始しております。なお、3月31日以前に妊娠の届出を行った方には、個別に対象者に受診票を郵送しております。

報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

小枝委員。

○小枝委員 すごいびっくりというか、大変いい事業だというふうに思います。目標というか、目的というのは、ちょっと考え過ぎかもしれない。何ですかね、望まれない妊娠で生まれてくる子どもであったりとか、よく、産み、何ていうんですかね、産んだけれども責任を持てなかったりとか、そういうふうなことが発生することが、記事もありますけれども、とにかく妊婦であるときからちゃんと関わりを持つ。また、そういうレアな場合は届出すらできない人もいるのかもしれませんが、こうした1万円給付とか、そうしたものもつくることによって、とにかく保健所にアクセスしてみようと、行ってみようということが目的になる。ちょっとこの、言葉で言えば「切れ目のない見守り支援」というんだけれども、どこが今まで切れ目だったというふうに思うからこの支援をすることにしたかというところ、ちょっと明確に答えていただけたらと思います。

○市川保健サービス課長 まず、2番目の質問の、どこが切れ目のないかというところの部分なんですが、これまでは妊娠届が出されましたら、まず、ままばば面談をしまして、その後出産までの間というのが、特に妊娠8か月目のときにアンケートを実施して、希望者にだけ保健師などの訪問を行うということしかやっておりませんでした。それを、アンケートの実施というところを改めまして、全ての妊婦さんの家庭を訪問するということと、あと、そのときに、実際に参加された際に、参加というか訪問した際に、その家庭の状況、ゆとり尺度調査というのを行いまして……

○小枝委員 ゆとり何て言った、ゆとり。

○市川保健サービス課長 ゆとり尺度調査というのを行いまして……

○小枝委員 尺度。

○市川保健サービス課長 身体的、精神的、経済的、時間的、生活全般の5項目のゆとり感について聞き取りを行いまして、支援方針がニーズに合っているかどうかとか、ゆとり感の変化から支援の方針の評価見直しを行うものでございます。

ですので、例えば、さっき最初のご質問にありました、妊娠に伴って何か支援が必要だとか、そういった方がそのときにもし見つかれば、それは個別にまた支援を行っていくという体制に移行してまいりますし、あるいはそもそもこの事業を開始する前に、既にそのような支援が必要な方だというふうに分かっていた方については、この本事業については基本的には委託事業者に行っていただくものでございますが、実際に職員の保健師がこの事業を代わりに行うケースというのも当然出てまいりますので、そういった面ではフォロ

一をしていく予定でございます。

○小枝委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（４）令和8年度の新規母子保健事業についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の1、報告事項を終わります。

続いて、日程の2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。

○加藤子ども総務課長 私のほうから、その他で2点ご報告をさせていただければと思います。

まず1点目ですが、令和8年度千代田区給付型奨学金の事業の実施につきまして、昨年度からちょっと変更をしたいと考えておりますので、そのご報告をさせていただければと思います。大きく2点、変更させていただきたいと思っております。

まず、申込みの期間ですが、昨年度は7月20日から8月20日の約1か月間をさせていただいたんですが、今回は2か月間に変更させていただきたいと思っております。5月の5日から7月6日の2か月間ということで、募集、申込みの期間を長くさせていただきたいというところでございます。

昨年度、15名定員のところ14名のお申し込みで、最終的には10名の方を奨学生とさせていただいたところではあるんですが、学校からの推薦状をもらうのに少し時間がかかるということが今回やってみて分かりましたので、2か月間ということと、夏休み前に申込み期間をさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、大きな変更点ということで、筆記の試験日が、昨年度は9月の20日の、秋にやらせていただきました。これ、文化祭の学校行事などとぶつかってしまうというお話もありましたので、今回は8月の8日、夏休み期間中にやらさせていただくということで実施のほうを考えております。

給付型奨学金につきましては以上でございます。

もう一つでございます。九段中等教育学校の体育館でございますが、そちらの空調改修工事につきまして、ご寄贈いただくというお話を頂いております。それをさせていただく、お申し出いただいた会社が日本設備工業さん。今は中央区に本社を構えている会社さんでございますが、空調工事につきましては、いろいろ、区内にもととは、4年前までは千代田区内の大手町のほうに本社があった会社さんなんでございますが、本年度創立60周年を迎えるということで、千代田区に長く本社を置いていたということもあり、本区に地域貢献をしたいというお申し出でございます。

政策経営部と様々、どこの体育館がいいかねということを検討した結果、区内の学校の中で空調改修工事の時期が一番早く来る九段中等教育学校の体育館をその対象とさせていただくということでございます。

なお、工事の期間は、実は昨日4月の19日から6月下旬を想定しておりますが、主な工事の期間としましては5月の末まで、その後は試運転などをしながら調整に入っていく

というところでございます、体育館の使用可能な期間はなるべく多く子どもたちが活用するということで取らせていただきながらも、安全・安心に配慮しながら工事のほうを進めていただくというふうに考えております。

また、工事終了後、正式にご寄附、ご寄贈を受ける形になりますが、事前のご報告となります。

以上でございます。

○池田委員長 はい。2点の報告がございました。この点に質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ほかはございませんね。はい。大丈夫ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時18分閉会